

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	基幹相談支援センターの規定の整備(障害者自立支援法等の一部を改正する法律案関連)	
主管部局・課室	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成21年3月	
規制の新設・改廃の内容・目的	基幹相談支援センターの設置者、職員、その職にあった者に守秘義務を課すこととし、当該義務を違反した場合の刑罰(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を規定する。	
	(根拠条文)	・障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第20条第4項
想定される代替案	基幹相談支援センターの職員等に対して、職務遂行の過程で知り得た秘密等については、ガイドラインより、秘密を漏らさないよう努めなければならない旨を規定する。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。	守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。
(行政費用)	守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。	ガイドラインを作成する業務が発生する。
(その他の社会的費用)	守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。	守秘義務を設けることによる負担増は、特段発生しない。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案

(基幹相談支援センターにおいて相談支援を利用する者への便益)	利用者が安心して障害福祉サービスの利用等に関する相談をすることができる。また、利用者のプライバシーの保護が十分に図られる。	センターの職員等に守秘義務を課すことによって、利用者が安心して障害福祉サービスの利用等に関する相談をすることができるが、ガイドラインによる守秘義務に止まるため、実効性の確保が困難となるおそれがある。また、利用者のプライバシー保護は一定程度資するに止まると考えられる。
(基幹相談支援センターへの便益)	利用者からの信頼が高まる。	ガイドラインにより守秘義務規定を設けることにより、利用者からの信頼がある程度高まるものの、法的な位置付けが設けられていないため、実効性の確保が困難となるおそれがある。
分析結果	代替案は、基幹相談支援センターの負担は増加しないが、守秘義務違反に対する抑止力が存在しないため、その実効性を担保することが困難となる。また、ガイドラインの作成という行政費用が生じることになる。したがって、代替案をとるよりも、規制を新設することの方が、より適切な手段であると考ええる。	
有識者の見解その他関連事項	<p>障害者自立支援法では、附則において、施行後3年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。</p> <p>この規定を踏まえて、社会保障審議会障害者部会において議論が行われてきたところである。平成20年12月16日にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書においては、「地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、拠点的な相談支援体制を充実させていくべき」とされているところである。</p> <p>【参考】          社会保障審議会障害者部会「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」          厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/s1216-5.html">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/s1216-5.html</a></p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとされている。	
備考	—	